

目次

- I エコカー補助金の税務上の取り扱い
- II 知っておきたい！相続税の対策について（其の2-前回の続き）

I エコカー補助金の税務上の取り扱い

先日、受付終了となったエコカー補助金制度。環境、景気対策の為、新車購入に最大25万円（普通車の場合）を支給する同制度でしたが、法人・個人事業者が事業の為に購入した場合の税務上の取り扱いについて今回はとりあげます。

1. 法人の場合

補助金は、国庫補助金等として原則、法人の収入（益金）となります。通常、営業外収益の項目（雑収入等）で計上しますが、このままでは法人税が課税されてしまい、補助金としての効果が薄くなってしまいます。



そこで、取得した車両価格から補助金分を直接減額する圧縮記帳の方法が認められています。例えば期首に200万円の車両を購入して、20万円の補助金が支給された場合は...

(1) 原則

車両運搬具	200	現金預金	200
現金預金	20	雑収入	20
減価償却費	83	車両運搬具	83

減価償却費の83万円と雑収入の20万円との差である**63万が費用（損金）**となります。車両の期末簿価は、117万円です。

(2) 圧縮記帳をした場合

車両運搬具	200	現金預金	200
現金預金	20	雑収入	20
固定資産圧縮損	20	車両運搬具	20
減価償却費	75	車両運搬具	75

減価償却費の**75万円が費用**となります。車両の期末簿価は、105万円です。

（いずれも車両運搬具の減価償却は、定率法、耐用年数6年、12カ月使用 単位は万円）

前掲のように圧縮記帳の方法を選択した方が、車輛購入時の費用は多くなります。
圧縮記帳は課税の繰り延べであるので、トータルでの最終的な費用はほぼ変わりません。
選択は法人の任意ですので、車輛購入当初に多くの償却費を計上したい場合は、圧縮記帳を選択することとなります。
圧縮記帳を選択し、固定資産圧縮損を税金の計算へ反映させるためには、法人税申告書に別表13（1）「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書」を添付することが要件となっています。

2. 個人事業者の場合

個人事業者の場合は、法人と異なり、国庫補助金を雑収入で計上することはありません。車輛価格（200万円）から補助金分（20万円）を直接減額して、固定資産（180万円）として計上します。
確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付する必要があります。

3. 消費税について

車輛購入は「課税仕入」となり、補助金・圧縮損・減価償却費は「不課税」となります。

4. 事業年度または年をまたいで補助金の交付を受けたとき

車両を購入してから、事業年度（法人）または年（個人事業者）をまたいでエコカー補助金が交付される場合があります。

この場合、法人・個人事業者共に、車輛購入時はエコカー補助金を反映せず、車輛価格で固定資産計上をして減価償却費を計算します。エコカー補助金について前倒しでの処理はできません。

翌事業年度または翌年にエコカー補助金が入金されたとき、改めて再計算し、圧縮記帳や補助金分の減額を直接します。



経済産業省は9月8日、エコカー購入補助金制度が9月7日付の申請で終了したと発表しました。当初より予算が無くなり次第終了という告知はありましたが、急な制度終了の発表に自動車ディーラーの対応もあわただしく、また、新車購入時期と審査機関への申請受付との期間的なずれにより8月に新車購入した方でも申請が間に合わなかったと聞きます。

一部の報道では、翌9日に同省が制度終了後の販売の反動減を懸念して自動車業界への支援策を講じる方針を明らかにしました。

2年前のリーマンショックでの落ち込み後、回復傾向にあった自動車業界。エコカー補助金制度終了後の自動車業界の景気落ち込みが懸念されています。

お知らせ ～ 当事務所における「社会保険労務事務」開始について

去る平成22年9月1日、上野隆 税理士事務所としてのご提供サービスの更なる拡充を図るため、当事務所内にて「山崎大輔 社会保険労務士事務所」開業とともに業務提携をいたしました。

山崎大輔 社会保険労務士事務所は、社会保険・労働保険分野におけるコンサルティング、書類作成・提出の代行、年金相談等のサービスをご提供いたします。

これにより、社会保険や労務のご相談・ご要望につきましても社会保険労務士を通じ、ご対応が可能となります。今後ともご愛顧お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

II 知っておきたい！相続税の対策について（其の2-前回の続き）

3 節税対策

相続税は税率が「累進課税方式」となっており、相続開始時の総財産の少ない方が「税率」が低く、当然に納付税額も低くなります。

つまり、生前に保有する財産より相続開始時の財産総額が低くなれば納付税額も少なく抑えられます。したがって、「今ある財産を有効に減額する」方法や「財産の評価を適法に減らす」方法などの適法な「節税対策」に時間をかけて行うことと、納税対策についても検討して、相続発生に伴う不安と疑問を解消していくことが肝要です。

このためには、次のような「節税方法」が考えられます。

(1) 生前贈与

相続税の節税対策は一言で言いますと「生前贈与」につきると思います。

例えば、今の財産のまま相続開始した場合、相続税の税率が30%の場合、300万円に対する相続税は90万円となりますが、生前贈与300万円しておいた時には贈与税が19万円で済んでいたなどが考えられます。

○ 一般的な暦年贈与

現金・預金・有価証券・特に自社株・不動産等の一般的な財産を生前に贈与する場合には、年間110万円（贈与税の基礎控除）を超えますと贈与税がかかります。

相続税の節税策としては、子供だけではなく、子供の配偶者や孫に生前贈与するとより効果的です。

○ 贈与の特例を利用

生前に贈与の特例を利用して置くことにより相続税の税額計算上、有効な節税策と認められます。（各特例の内容は省略します）

- ・ 贈与税の配偶者控除
- ・ 住宅取得資金の特別控除の特例
- ・ 農地等の贈与税の納税猶予
- ・ 相続時精算課税制度
- ・ 非上場株式等の贈与税の納税猶予（事業承継制度・経済産業大臣に事前確認）

(2) 非課税財産を利用する

墓地・霊廟・墓石・仏壇・仏具などは非課税財産になります。

生前に購入すれば、手持ちの資金が非課税財産に転換されます。

（注）実際に仏壇等に利用していても純金製は美術品として課税の対象です。

(3) 財産を利用する

- ・ 不動産の整理・空き地に貸家（マンション）を銀行借入金で建てる。

（注）不動産賃貸経営の安定化と借入金が相続人に残ることに注意が必要です。

- ・ 評価額の高い財産から、低い財産に変える。
- ・ 不動産評価の減額要素を利用する。

(4) 相続人の数を増やす（養子縁組）

法定相続人の数によって基礎控除が異なります。また、生命保険金・死亡退職金の非課税金額も異なります。

相続税を考えた時に、養子縁組することで法定相続人の数を増やすことは有効です。

(注) 養子縁組をすることで、他の相続人の感情を害したり、トラブルとなることがありますので注意が必要です。

(5) 小規模宅地等の減額特例を利用する

被相続人が居住の用に供していた家屋の敷地、又は事業用宅地の一定面積までの部分については、相続税評価額の80%が減額されます。

この評価減の特例には、相続税の申告書提出など、生前から死亡後までの各種の条件がありますので、前もって条件を具備するための対策をしておく必要があります。

(6) 生命保険金を利用する

生命保険金には、500万円×法定相続人の数 が非課税になります。

生命保険金は現金で支払われるため、相続人の納税資金にしたり、財産分割の資金に活用することができます。

(7) 弔慰金を利用する（会社経営者など）

死亡退職金には、500万円×法定相続人の数 が非課税になります。

弔慰金は、一定の額までは非課税になり、超えると退職金に扱われます。

(8) 同族会社の株式対策

- ・高収益部門を別会社にする。
- ・従業員に自社株を持たせる。

などの方法により、適法で有効に株価を下げたり、保有株数を少なくすることを検討します



4 おわりに

(1) このような節税対策を計画し実行しても、親が先に亡くなるとは限りませんし、制度（税法）が変わることもありますので、たまに実効性が伴わないこともあるということも理解して置く必要があります。

(2) 特に相続税や贈与税については、会社経理等と異なり家庭内の経済的な面や家族の感情的な事情に振れることが多々ありますので、節税対策等には、そのことを踏まえて信頼ある税理士・節税対策の知識及び経験豊富な税理士とよく相談の上、依頼されることが望ましいと思います。

当事務所にも気軽にご相談ください。